

【新設】（合理的な方法による価額の計算）

2-3-32 令第119条の13第1項第1号から第4号まで《売買目的有価証券の時価評価金額》に規定する合理的な方法（以下2-3-34までにおいて「合理的な方法」という。）による同項各号に掲げる有価証券の当該事業年度終了の時の価額は、令和元年7月4日付企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に定める算定方法などにより計算するのであるが、それぞれの方法による計算の基礎とする事項として用いられる市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標は、客観的なものを最大限使用し、最も適切な金額となるよう計算することに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、売買目的有価証券の時価評価金額の算定における最終の売買の価格等がない場合について、時価算定会計基準の制定に伴う令和2年度の税制改正に対応した取扱いを明らかにするものである。
- 2 税務上、売買目的有価証券のうち一定のものの時価評価金額は次によることとされていた。

(1) 取引所売買有価証券、店頭売買有価証券及び取扱有価証券又はその他価格公表有価証券について、最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、事業年度終了の日に最も近い日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（旧令119の13一～三）

(2) 上記(1)以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券については、事業年度終了の時における帳簿価額に法人税法施行令第119条の14《償還有価証券の帳簿価額の調整》の規定により当該事業年度に配分すべき金額に相当する金額を加算し、又は減算した金額その他その有価証券のその時における価額として合理的な方法により計算した金額（旧令119の13四）

そして、上記(2)の合理的な方法により計算した金額について、旧通達2-3-33

(1)《合理的に計算された価格の意義》では、上場有価証券の市場価格に基づき、利率、残存償還期間、当該債券の発行者の信用度等を勘案して算定する理論価格方式、又は債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する事業年度終了の日の基準気配値の利回りを用いて算定する比準価格方式その他合理的な方法により算定した価格をいうことを例示により明らかにしていた。

これは、旧金融商品実務指針において、債券に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とされ、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額には、取引所等が公表する市場価格に基づき、利子率、残存償還期間、当該債券の発行体の信用度等を勘案して算定する理論価格方式によるもの、債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する売買参考統計値の利回りを用いて算定する比準価格方式によるもの等があるとされていたことによる（旧金融商品実務指針

61、265)。

- 3 時価算定会計基準の制定に伴い、旧金融商品実務指針から時価の算定に関する定めは削除され、時価算定会計基準において、金融商品等の時価はインプットと評価技法を用いて算定することとされており、時価の算定に当たっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることとされ、評価技法を用いるに当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされた（時価算定会計基準8）。

ここで、インプットとは、時価を算定する際に用いる仮定をいい、相場価格、金利、ボラティリティ又はリスクに関する調整などがある。時価の算定に用いるインプットは次のように分類されるが、レベル1のインプットが最も時価の算定に使用する優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低いとされている（時価算定会計基準11）。

- (1) 観察可能なインプット（観察可能な市場データに基づくもの）

イ レベル1のインプット……時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、無調整のもの

ロ レベル2のインプット……資産又は負債の時価の算定における直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

- (2) 観察できないインプット

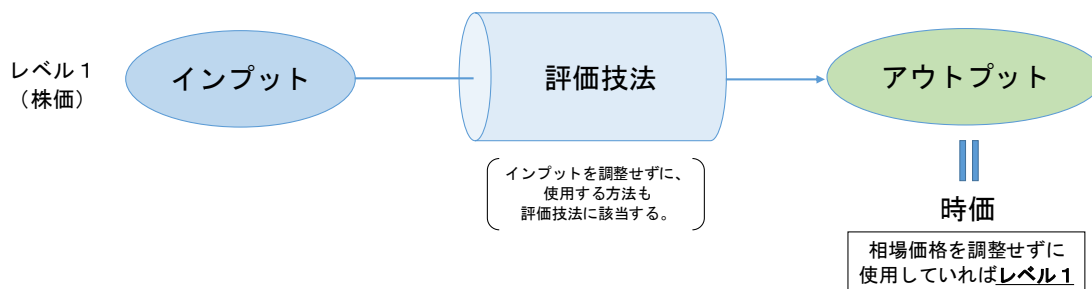
レベル3のインプット……資産又は負債の時価の算定における観察可能な市場データではないが、入手できる最良の情報に基づくインプット

また、評価技法には、例えば、マーケット・アプローチ（同一又は類似の資産又は負債に関する市場取引による価格等のインプットを用いる評価技法で、例えば、倍率法やマトリックス・プライシングなど）やインカム・アプローチ（利益やキャッシュ・フロー等の将来の金額に関する現在の期待を割引現在価値で示す評価技法で、例えば現在価値技法やオプション価格算定モデル）などがあり、時価を最もよく表すための観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用は最小限にしなければならないこととされている（時価算定会計基準8）。

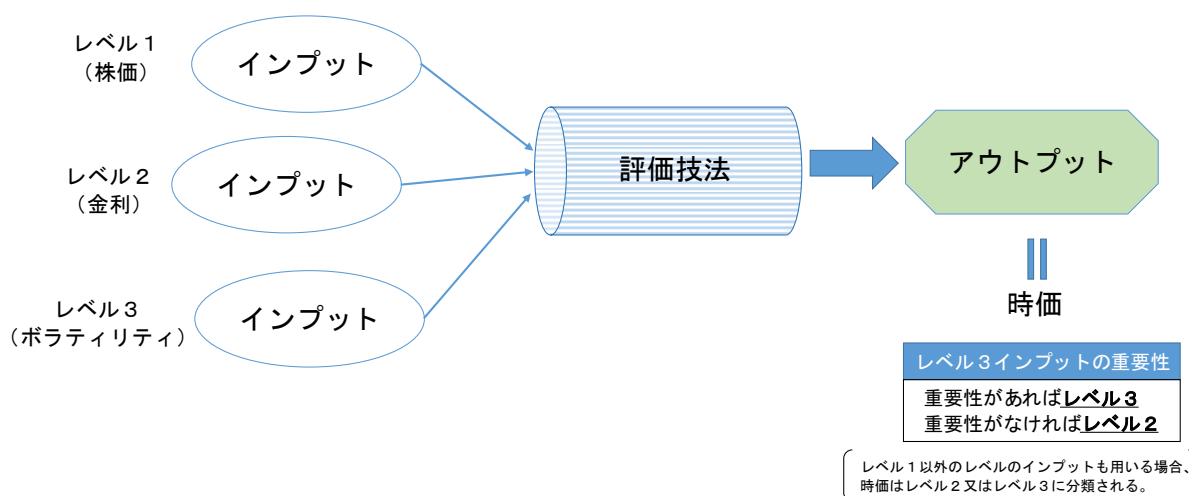
時価算定会計基準に基づく時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類することとなる（時価算定会計基準12）。

時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係

インプットがレベル1（例えば、株価）のみの場合



インプットが複数ある場合（例えば、株価、金利、ボラティリティが用いられている場合）



（出典：2019年7月4日企業会計基準委員会 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の公表）

- 4 令和2年度の税制改正において、市場有価証券の時価評価金額について、公表された最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、直近公表価格を基礎とした合理的な方法により計算した金額とすることとされた（令119の13①一～三）。また、市場有価証券以外の有価証券（株式又は出資を除く。）の時価評価金額は、類似する有価証券の事業年度終了の日における最終の売買の価格又は利率その他の価格に影響を及ぼす指標に基づき合理的な方法により計算した金額とすることとされた（令119の13①四）。

そこで、本通達においては、ここでいう合理的な方法により計算した金額とは、上記3の時価算定会計基準に定める時価の算定方法などにより計算した金額であることを明らかにしている。

これについては、時価算定会計基準の制定前においては、有価証券に付すべき時価について、市場価格があるものについては市場価格（市場において公表されている取引価格の終値又は気配値とし、期末日に公表された終値又は気配値がない場合には同日直近において公表された終値又は気配値）で評価し、時価を把握することが極めて困難と認められる一定の有価証券については取得原価をもって貸借対照

表価額として処理することとされており（旧金融商品会計基準 19、旧金融商品実務指針 60、63）、法人税法においてもこれとおおむね同様に評価することとされていた。しかしながら、時価算定会計基準では、新たな時価の定義（直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格）の下、インプットと評価技法を用いて時価を算定すること（上記 3）とされ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価をもって貸借対照表価額とすることとされたことを踏まえ、時価算定会計基準において認められている算定方法により算定されていれば、基本的には法人税法においてもこれを認めることとなったものである。

5 具体的には、市場有価証券（令 119 の 13④一～三）について、事業年度終了の日における公表価格がない場合の直近の公表価格を基礎とした合理的な方法により計算した金額の算定において、時価算定会計基準では、直近の公表価格はレベル 1 のインプットであり、活発な市場における相場価格が時価の算定日時点の時価を表さない場合にはレベル 1 のインプットに対する調整をすることが認められており（時価算定適用指針 11(2)）、このレベル 1 のインプットに対する調整はここでいう合理的な方法に該当すると考えられる。時価算定会計基準では、この具体的な調整方法について明らかにしていないが、例えば、類似業種の相場価格、ボラティリティ又は市場動向等をインプットとして、マーケット・アプローチ等の評価技法を用いるなど時価算定会計基準において認められている算定方法により算定されていれば、法人税法においてもこれを認めることとなる。

6 償還有価証券等について旧通達 2-3-33(1)《合理的に計算された価格の意義》において認めていた「理論価格方式」や「比準価格方式」等の算定方法は、例示されている利率、残存償還期間若しくは発行者の信用度又は業界団体が公表する基準気配値の利回りをインプットとして、マーケット・アプローチ等の評価技法を用いるなど時価算定会計基準において認められている算定方法により算定されていれば、法人税法においても引き続きこれを認めることとなる。

ただし、上記 3 のとおり、時価算定会計基準では、時価を算定するためのインプットとなり得る十分なデータが利用できる評価技法を使用しなければならず、評価技法を用いるに当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットを最小限にすることとされていることから、ある評価技法の使用が是認されるかどうかは、インプットとの関係の下で判断されることになる。つまり、方法論としては採り得るものであっても、適切なインプットを十分に利用することができない場合には、その評価技法を用いることが認められない場合もあることに留意が必要である。

7 なお、本通達では、合理的な方法により計算した金額の計算に当たって、時価算定会計基準に定める算定方法による計算の基礎とする事項として用いられる市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標は、

客観的なものを最大限活用することとされている。これは、有価証券の価格が観察できない場合に用いる評価技法にあっても、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることにより、企業が有価証券を保有する意図や経営判断といった主観的な要素による影響を排除しようとするものであり、時価算定会計基準における時価の考え方とも整合的である（時価算定会計基準 31）。

- 8 また、本通達の取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日以後に終了する事業年度（令和 3 年 3 月 31 日以前に開始するものに限る。）において令和 2 年改正令附則第 6 条第 2 項《売買目的有価証券の時価評価金額に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合の売買目的有価証券の時価評価金額の計算に当たっては、旧通達 2 - 3 - 33(1)の取扱いの例によることに留意が必要である（令和 2 年改正通達経過的取扱い(1)(2)）。
- 9 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2 - 3 - 28）を定めている。